



# 山形県公報

平成15年6月17日(火)  
第1449号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                                       |     |
|-------------------------------------------------------|-----|
| 特別保護地区内における鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定... (環境保護課) ... | 793 |
| 旧告示の廃止..... (同) ...                                   | 794 |
| 民有保安林の指定の解除..... (森林課) ...                            | 同   |
| 都市計画事業の認可..... (都市計画課) ...                            | 795 |
| 県道の供用の開始..... (村山総合支庁建設総務課) ...                       | 同   |
| 道路の位置の指定..... (村山総合支庁西村山総務建築課) ...                    | 同   |
| 道路の位置の指定の変更..... (最上総合支庁建築課) ...                      | 796 |
| 開発行為に関する工事の完了..... (置賜総合支庁建築課) ...                    | 同   |
| 同..... (庄内総合支庁建築課) ...                                | 同   |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... (出納局) ...            | 同   |

### 公安委員会関係

### 告 示

|                |     |
|----------------|-----|
| 指定講習機関の指定..... | 798 |
|----------------|-----|

### 公 告

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 大規模小売店舗の新設の届出..... (商業振興課) ... | 799 |
| 一般競争入札の公告..... (出納局) ...       | 同   |
| 同..... (同) ...                 | 801 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第640号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項に規定する特別保護地区内における鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為を次のとおり指定する。

平成15年6月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- 2 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- 3 次に掲げる工作物の設置
  - (1) 住宅及びこれに附属する工作物
  - (2) ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
  - (3) 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
  - (4) 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
  - (5) その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所
  - (6) その高さが5メートル内の展望台

- (7) その延長が500メートル以内の歩道
  - (8) その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設
  - (9) その面積が15平方メートル以内の公衆便所
  - (10) その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物
  - (11) 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
  - (12) その延長が500メートル以内の道路（軌道を含む。）の改修のための工作物
  - (13) 自然木を利用した仮設軽索道
  - (14) 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、その面積が15平方メートル以内のもの
- 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令第1条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
- (1) 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置（前3項に掲げるもの及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定による許可を受けて施行するものに限る。）を施行するために必要な行為
  - (2) 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為
  - (3) 河川法（昭和39年法律第167号）による河川の管理又は砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30条）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の海岸保全区域の管理として行う行為
  - (4) 測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量若しくは同法第5条に規定する公共測量又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第6条に規定する水路測量を行うために必要な行為
  - (5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為
  - (6) 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務に必要な行為
  - (7) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送施設の管理に必要な行為
  - (8) 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の第3章の3に定める機関をいう。次号において同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為
  - (9) 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設置された法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に通知したものに限り。）
  - (10) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の保安林の通常の管理行為又は同法第41条第3項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為
  - (11) 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為
  - (12) 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為
  - (13) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

## 山形県告示第641号

平成12年3月県告示第300号（特定保護区域内における鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定）は、廃止する。

平成15年6月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県告示第642号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成15年6月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

酒田市大字宮野浦字飯森山西17 - 541、18 - 439、18 - 441、18 - 443、18 - 445、18 - 447

- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 保安林解除の理由  
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町大字藤崎字坂ノ下69 - 6、134 - 10、字坂の下83 - 3、86 - 3、103 - 11、112 - 5、116 - 6、117 - 6、135 - 8、字千代の藤5 - 573、5 - 577、5 - 578
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 保安林解除の理由  
指定理由の消滅

## 山形県告示第643号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成15年6月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 施行者の名称  
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 寒河江都市計画道路事業  
(2) 名称 3・4・18号古河江横道線
- 3 事業地  
(1) 収用の部分 寒河江市大字寒河江字横道地内  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成15年6月17日から平成17年3月31日まで

## 山形県告示第644号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月17日から同年6月30日まで縦覧に供する。

平成15年6月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 天童市大字清池字石名田924番から  
同 大字高楯字影澤北1951番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年6月17日

## 山形県告示第645号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成15年6月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私道村総西建第198号
- 2 指定の場所 寒河江市大字島字皿沼北490番6
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル  
延長29.20メートル
- 4 指定年月日 平成15年6月10日

## 山形県告示第646号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成15年6月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 指定の番号 私有新第134号
- 2 変更の内容

| 変更事項  | 変更前                                | 変更後                  |
|-------|------------------------------------|----------------------|
| 指定の場所 | 新庄市金沢字吉袋861 - 62、861 - 67、861 - 68 | 新庄市金沢字吉袋861 - 62の一部  |
| 道路の現況 | 幅員6.0メートル 延長31.0メートル               | 幅員6.0メートル 延長10.8メートル |

- 3 変更年月日 平成15年6月6日

## 山形県告示第647号

次の開発行為は、完了した。

平成15年6月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 許可番号  
平成14年11月1日 指令置総建第17号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
南陽市三間通字円蔵西1311番1、1311番3、1311番4、1311番5、1311番6、1311番7、1311番8、1311番9、1311番10、1311番11、1311番12、1312番
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東置賜郡川西町大字上小松978番地1  
山形おきたま農業協同組合

## 山形県告示第648号

次の開発行為は、完了した。

平成15年6月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 許可番号  
平成15年6月3日 指令庄総建第22号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
櫛引町大字下山添字中通40 - 4、41 - 1、41 - 13、41 - 14、199内、225内、字上通186内
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
鶴岡市山王町9番35号  
阿部多不動産株式会社

## 山形県告示第649号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年6月17日

山形県知事 高橋和雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|              |                   |                  |                   |
|--------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 県公金の<br>収納事務 | 株式会社<br>山形銀行 市北支店 | 山形市相生町8番26<br>号  | 株式会社<br>山形銀行 県庁支店 |
|              | 〃 十日町支店           | 〃 十日町二丁目<br>4番1号 | 〃 〃               |

を

県公金の  
収納事務

|                   |                 |                   |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| 株式会社<br>山形銀行 市北支店 | 山形市相生町8番26<br>号 | 株式会社<br>山形銀行 県庁支店 |
|-------------------|-----------------|-------------------|

に、

|                   |                    |     |
|-------------------|--------------------|-----|
| 〃 馬見ヶ崎支店<br>千歳出張所 | 〃 千歳一丁目16<br>番41号  | 〃 〃 |
| 〃 本店営業部<br>三島通出張所 | 〃 七日町四丁目<br>13番15号 | 〃 〃 |

を

|                   |                   |     |
|-------------------|-------------------|-----|
| 〃 馬見ヶ崎支店<br>千歳出張所 | 〃 千歳一丁目16<br>番41号 | 〃 〃 |
|-------------------|-------------------|-----|

に、

|         |                 |     |
|---------|-----------------|-----|
| 〃 若浜町支店 | 〃 若浜町16番20<br>号 | 〃 〃 |
| 〃 今町支店  | 〃 寿町5番28号       | 〃 〃 |

を

|         |                 |     |
|---------|-----------------|-----|
| 〃 若浜町支店 | 〃 若浜町16番20<br>号 | 〃 〃 |
|---------|-----------------|-----|

に、

|         |                    |     |
|---------|--------------------|-----|
| 〃 矢来支店  | 上山市矢来三丁目5<br>番5号   | 〃 〃 |
| 〃 大久保支店 | 村山市大字大久保甲<br>28番地  | 〃 〃 |
| 〃 長井南支店 | 長井市四ツ谷二丁目<br>1番26号 | 〃 〃 |

を

|         |                   |     |
|---------|-------------------|-----|
| 〃 大久保支店 | 村山市大字大久保甲<br>28番地 | 〃 〃 |
|---------|-------------------|-----|

に、

|        |                 |     |   |
|--------|-----------------|-----|---|
| “ 泉崎支店 | “ 太白区泉崎一丁目20番7号 | “ “ | を |
|--------|-----------------|-----|---|

|                                             |                   |                    |     |
|---------------------------------------------|-------------------|--------------------|-----|
|                                             | “ 泉崎支店            | “ 太白区泉崎一丁目20番7号    | “ “ |
| 県公金の<br>収納事務<br>(口座振<br>替による<br>ものに限<br>る。) | “ 本店営業部<br>十日町出張所 | 山形市十日町二丁目<br>4番1号  | “ “ |
|                                             | “ 本店営業部<br>三島通出張所 | “ 七日町四丁目<br>13番15号 | “ “ |
|                                             | “ 酒田支店<br>今町出張所   | 酒田市寿町5番28号         | “ “ |
|                                             | “ 上山支店<br>矢来出張所   | 上山市矢来三丁目5<br>番5号   | “ “ |
|                                             | “ 長井支店<br>長井南出張所  | 長井市四ツ谷二丁目<br>1番26号 | “ “ |

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中株式会社山形銀行十日町支店及び本店営業部十日町出張所に係る部分は、平成15年6月23日から施行する。

公安委員会関係

告 示

山形県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関を次のとおり指定した。

平成15年6月17日

山形県公安委員会

委員長 鏡 谷 誠

—

- 1 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マツキ  
長井市緑町7番45号  
代表取締役 松木 紀昌
- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地  
山形中央自動車学校  
山形市大字漆山字北志田3385番1
- 3 特定講習の種別  
取消処分者講習
- 4 指定を行った年月日  
平成15年6月5日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年10月17日まで縦覧に供する。

平成15年6月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド山形酒田店  
酒田市日の出町一丁目1番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11  
代表取締役 山田 昇
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成16年2月7日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,711平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 71台
  - (2) 駐輪場の収容台数 20台
  - (3) 荷さばき施設の面積 140.8平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 125立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前10時  
ロ 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後9時15分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで
- 7 届出年月日  
平成15年6月6日
- 8 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年10月17日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、コンテナ用トップリフターの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）



(2) 日時 平成15年7月29日(火) 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 コンテナ用トップリフター 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成15年11月28日
- (4) 納入場所 酒田市大字宮海232 酒田港国際ターミナル
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 10の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

## 10 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成15年7月17日(木)までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Telescopic motion of Container Spreader Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 29, 2003
- (3) Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2723



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月17日

山形県知事 高橋和雄

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係
- (2) 入札書の受領期限 平成15年7月29日(火) 午後3時
- (3) 開札の場所及び日時 山形県庁入札室(2階) 平成15年8月1日(金) 午前10時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品の名称及び数量

- ロータリ除雪車(2.6メートル級) 1台
- ロータリ除雪車(2.2メートル級 幅2.6m 後輪ダブルタイヤ) 1台
- ロータリ除雪車(2.2メートル級 幅2.6m) 1台
- 除雪トラック(7トン級 除雪専用) 1台
- 除雪グレーダ(3.7メートル級) 2台
- 除雪グレーダ(3.7メートル級 タコグラフ付) 1台
- 除雪ドーザ(13トン級 車輪式) 3台
- 除雪ドーザ(13トン級 車輪式 タコグラフ付) 4台
- 除雪ドーザ(11トン級 車輪式) 1台
- 除雪ドーザ(11トン級 車輪式 タコグラフ付 両サイドシャッター付 振動抑制装置付) 1台
- 除雪ドーザ(11トン級 車輪式 タコグラフ付 振動抑制装置付) 2台
- 除雪ドーザ(11トン級 車輪式 両サイドシャッター付) 2台
- 除雪ドーザ(11トン級 車輪式 タコグラフ付 両サイドシャッター付) 1台
- 小形除雪車(1.3メートル級) 1台
- 小形除雪車(1.0メートル級) 5台
- 凍結防止剤散布車(2.5立方メートル級 四輪駆動) 4台
- 凍結防止剤散布車(2.5立方メートル級 四輪駆動 積込装置付) 1台

#### (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 納入期限 平成15年11月14日

#### (4) 納入場所 入札説明書による。

#### (5) 入札方法 (1)の から までごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 10の(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723

### 5 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金 免除する。

#### (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

## 10 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成15年7月18日(金)までに提出すること。この場合において、当該製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

## 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.6 meters class) Quantity: 1

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.2 meters class, snow removing width: 2.6 meters, double rear wheels) Quantity: 1

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.2 meters class, snow removing width: 2.6 meters) Quantity: 1

Snow Removal Truck (Operating weight: 7 ton class, only for snow removal) Quantity: 1

Snow Removing Motor Grader (Blade length: 3.7 meters class) Quantity: 2

Snow Removing Motor Grader (Blade length: 3.7 meters class, equipped with a tachograph) Quantity: 1

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 13 ton class) Quantity: 3

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 13 ton class, equipped with a tachograph) Quantity: 4

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 11 ton class) Quantity: 1

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 11 ton class, equipped with a tachograph, a shutter both sides, and a oscillating control equipment) Quantity: 1

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 11 ton class, equipped with a tachograph, and a oscillating control equipment) Quantity: 2

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 11 ton class, equipped with a shutter both sides) Quantity: 2

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 11 ton class, equipped with a tachograph, and a shutter both sides) Quantity: 1

Compact Snow Remover (Snow removing width: 1.3 meters class) Quantity: 1

Compact Snow Remover (Snow removing width: 1 meters class) Quantity: 5

Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity: 2.5 cubic meters class) Quantity: 4

Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity: 2.5 cubic meters class, with a lift equipment) Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 29, 2003

(3) Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                          | 正                           |
|------------|------------|-----|-------|----------------------------|-----------------------------|
| 平成15. 3.28 | 第1426号     | 321 | 下から19 | 山形県総合療育訓練センター<br>使用料、手数料条例 | 山形県総合療育訓練センター<br>使用料及び手数料条例 |
| 同          | 同          | 345 | 18    | 山形県総合療育訓練センター<br>使用料、手数料条例 | 山形県総合療育訓練センター<br>使用料及び手数料条例 |

平成15年6月17日印刷  
平成15年6月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056